

令和4年関川村議会9月（第9回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和4年9月20日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 認定第 1号 令和3年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 令和3年度関川村下水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 認定第 3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
 - 第 4 議案第61号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第7号）
 - 第 5 陳情第 4号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第 1号 令和3年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 令和3年度関川村下水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 認定第 3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
 - 第 4 議案第61号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第7号）
 - 第 5 陳情第 4号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 追加日程第1 発委案第5号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）
- 追加日程第2 発委案第6号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（県）
-

○出席議員（9名）

1番	渡 邊 秀 雄 君	2番	近 壽 太 郎 君
4番	伊 藤 敏 哉 君	5番	小 澤 仁 君
6番	加 藤 和 泰 君	7番	高 橋 正 之 君
8番	平 田 広 君	9番	伝 信 男 君
10番	菅 原 修 君		

○欠席議員（1名）

3番 鈴 木 紀 夫 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤	弘 君
副 村 長	角 幸	治 君
教 育 長	佐 藤 修	一 君
総 務 課 長	野 本	誠 君
住民税務課長	荒 木 好	子 君
健康福祉課長	渡 邊 浩	一 君
農 林 課 長	富 樫 吉	栄 君
建 設 課 長	河 内 信	幸 君
教 育 課 長	渡 邊 隆	久 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵	子 君
診療所事務長	須 貝 博	子 君
地域政策課長	大 島 祐	治 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 吉 則
副 主 幹	小 池 由 美 子

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

3番鈴木紀夫さんから欠席の届出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

教育課長から発言の申出がありました。これを許可します。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） おはようございます。

9月8日本会議の一般会計補正予算第6号で伊藤議員より質問のありました件についてお答えさせていただきます。

教科書や学用品の被害状況について把握していると思うがその状況についての質問でしたが、15ページの5万1,000円、備品購入費ですが、こちらについて少し説明させていただきます。

住居が床上等の被害があった児童生徒数ですが、小学校13名、中学校4名。小学校については兄弟もいますので件数的にはもう少し少なくなります。学用品、教科書等に影響があった児童生徒ですが、小学校9人、中学校4人、うち教科書が流された、流出した子供については5人、中学校は1人、以上です。

説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで終わります。

日程第1、認定第1号 令和3年度関川村各会計の決算認定について

日程第2、認定第2号 令和3年度関川村下水道事業会計の決算認定について

日程第3、認定第3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、認定第1号 令和3年度関川村各会計の決算認定についてから、日程第3、認定第3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題となっています議件については、令和3年度決算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。委員長、小澤 仁さん。

○決算審査特別委員長（小澤 仁君） 令和3年度決算審査特別委員会報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 会議規則第43条及び議会運営規程第88条の規定により、委員長報告に対する質疑は許されませんので、これより討論、採決に入ります。委員長、ご苦労さまでした。

初めに、認定第1号 令和3年度関川村各会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和3年度関川村下水道事業会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、議案第61号 令和4年度関川村一般会計補正予算(第7号)

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第61号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 追加で提案させていただきました議案第61号は、令和4年度関川村一般会計補正予算（第7号）でございます。

これは、8月豪雨災害の対応につきまして、これまでの補正に加え、さらに必要が見込まれる事業の補正を行うものでございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、第7号の補正予算を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ4億3,490万円を追加いたしまして、予算総額81億270万円とするものでございます。

今回の補正は、コロナワクチンの関係で400万円でございますけれども、それ以外は全て災害対応でございます。

13ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費1項総務管理費、庁舎管理費の光熱水費350万円。これは、役場庁舎の電気代、昼夜長く使った関係で通常よりも多くかかっていること、それから電気代も値上がりしていることを踏まえましての補正でございます。

それから、安心安全対策費でございますが、需用費で255万円。これは、ボランティアセンターに保護眼鏡を1,000個ぐらい買ってお渡ししております。あと、土のう袋であるとか燃料費、あとは炊き出しの食材代の補正であります。プロパンガスの借上料も、炊き出しの際に使ったガス代でございます。

備品購入費です。130万円。設計を組む際に使うデスクトップ型のパソコン4台、あとは事務機と書棚などを買うための予算であります。

3款民生費3項災害救助費、まず扶助費といたしまして、被害者交通確保対策支援金4,000万円。これにつきましては、被災された方、自動車も水没された方が多くいらっしゃいます。その皆様方に対する支援でございます。廃車1台につき10万円、修理の場合は10%の補助といたしまして最大

5万円の支援金を予算計上いたしました。村の単独事業でございます。それから、被災者住宅支援金として100万円。これは、今後義援金の配分が始まります。義援金に関しましては、一般会計を通さずに直接義援金の会計から配分されるわけでございますけれども、その際に不足分として100万円を一般会計で負担をするための予算計上でございます。

4款衛生費保健衛生費です。負担金で、災害派遣職員経費負担金100万円。これは、災害ごみの対応で新潟市などから応援の職員をいただいております。その際に、この皆様方は短期の派遣で出張扱いになりますけれども、旅費であるとか時間外勤務手当などは村が負担する仕組みになってございます。その分で100万円を計上いたしました。

委託料です。こちらがコロナウイルスワクチンの関係で、接種券作成業務等委託料16万8,000円。5歳から11歳の3回目の接種の関係です。人材派遣業務委託料383万2,000円、コールセンターの関係でございます。

15ページ。

2項清掃費、災害ごみの処理対策費で食糧費5万2,000円。これは、仮置場の従事者の水分補給用の食料でございます。

それから、12節委託料です。まず、仮置場の整理委託料で850万円、それから、し尿汲み取り委託料60万円。これにつきましては被災者支援で、便槽に雨水などが流入した際に緊急にくみ取りをした家庭が幾つもございます。そのくみ取り料を村が負担する村の単独事業でございます。それから、家屋解体委託料2,800万円。こちらも村の単独事業であります。大規模半壊以上の木造住宅、非木造住宅7棟分を計上いたしました。それから、家屋解体廃棄物運搬処理委託料で6,000万円。こちらは、国の2分の1の補助を活用いたしまして半壊以上の方を対象に村が負担し、12棟分を予算計上してございます。

5款農林水産業費1項農業費、補助金で豪雨被害営農継続緊急支援補助金229万円。米の収穫期を前にコンバインが被災した農家さんが多くいらっしゃいます。そういった現状を踏まえまして、コンバインのレンタル料、作業委託を補助し、補助率は2分の1でございます。

2項林業費です。こちらは設計図作成のためのCADシステムの関係でございまして、ライセンスの購入で24万円と、プログラム保守委託で3万4,000円であります。

6款商工労働費1項商工観光費、補助金、金融対策事業補助金145万円。県のセーフティネット資金の融資を受ける際に必要となります信用保証料を村が負担するもので、村の単独事業でございま

す。

17ページ。

7款土木費5項住宅費です。住宅改修事業補助金300万円。これは住宅リフォームの補助金でございますけれども、今回も被災された方、例えばこの機会に下水道に接続する、トイレ改修のニーズがございまして、それらに対応するために補正予算をするものでございます。

それから、8款消防費1項消防費です。こちらは、農林建設の関係で多くの自治体から支援、派遣職員を応援いただいているところでございますが、その方々の費用関係でございます。まず、職員手当等で1,080万円です。これは、内訳を申し上げますと、このうち500万円は村の職員の時間外勤務手当でございますが、残りの580万円につきましては派遣職員の関係です。通勤手当であるとか災害派遣手当、こういったものを村が直接支給する予算の計上でございます。

それから、1つ飛ばして、使用料で災害派遣職員旅館借上料86万円。これは、遠くから来られている職員用に旅館を借り上げるための予算でございます。

それから、負担金で災害派遣職員経費負担金1,860万円。こちらは給与であるとか各種の手当、共済組合費などの分でございますが、一旦その派遣元から各職員に支払われますが、その分は村が負担する仕組みになってございます。

それから、8節の旅費でございますけれども、災害時の消防団の出動経費でございます。単価としては2,500円、延べで500名分予算計上いたしました。

9款教育費3項中学校費です。こちらは、スクールカウンセラーの配置の関係でございまして、県からの派遣もございまして、その分では不足であることから、村で補足するための経費でございます。会計年度任用職員の報酬で11万円、費用弁償で6,000円でございます。

10款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費であります。需用費で50万円。

それから、19ページ。

2項公共土木施設災害復旧費、測量調査委託で2,500万円、工事請負費で5,500万円です。

それから、3項その他公共施設・公用施設災害復旧費であります。こちらはゆうあいの災害復旧の関係でございまして、設計施工監理委託料で1,500万円、復旧工事で1億5,000万円であります。

続いて、8ページをお願いいたします。

8ページで、第2表で地方債の補正でございます。

住宅債、こちらが300万円の増で、住宅リフォームの追加の財源でございます。

消防債は520万円の増でございます、こちらのほうは前の補正で湯沢隊の消防積載車購入予算を計上しておりましたが、その際に災害復旧事業債を充てておりましたけれども、それを過疎債に変更するものでございます。

続いて、9ページお願いいたします。

10款地方交付税です。特別地方交付税で7,495万円を見積り計上いたしました。

14款国庫支出金1項国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金2,400万円、小規模急傾斜地崩壊防止工事の関係であります。

それから、2項国庫補助金。コロナワクチンの接種の関係で400万円、それから、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金で3,425万円です。こちらは内訳2つございまして、仮置場の整理委託、それから家屋解体運搬処理委託で、いずれも2分の1の補助率でございます。

それから、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金。ゆうあいの復旧工事の関係で、1億4,000万円を基準として2分の1の7,000万円を計上してございます。

15款県支出金2項県補助金です。小規模急傾斜地崩壊防止事業費県補助金、2分の1で1,250万円です。

林道災害復旧費県補助金9,440万円。これは、前の補正で起債対応としておりましたけれども、今回補助金として計上したものでございます。

それから、社会福祉施設等災害復旧費県補助金3,500万円。ゆうあいの復旧工事の補助で4分の1を計上したものであります。

11ページです。

17款寄附金です。先ほど義援金のお話ししましたが、100万円の義援金でございます。

それから、18款繰入金、基金繰入金です。財政調整基金繰入金1億890万円、社会福祉総合対策基金繰入金2,500万円。ゆうあいの復旧工事の財源にするためのものであります。

21款村債です。住宅改修事業と消防積載車更新事業につきましては、先ほど地方債補正で説明したとおりでございます。

それから、10目の災害復旧事業債でございますが、まず農林水産業施設災害復旧事業としてマイナスの1億560万円。これにつきましては林道の分でございます、今回県の補助金を入れた関係でマイナス表示になってございます。それから、公共土木施設災害復旧事業1,850万円。小規模急傾斜地崩壊防止工事の国県の補助の残りの分でございます。その他公共・公用施設災害復旧事業2,980万

円。ゆうあいの復旧工事の分と積載車の購入で過疎債に変更した分合わせての金額となっております。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番菅原 修さん。

○10番（菅原 修君） 10番、菅原です。

17ページの住宅改修事業補助金300万ちょっと、このリフォームと絡みがあると思うんですけども、ちょっとこの辺詳しく説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 先ほど総務課長の説明にもあったとおり、住宅応急改修のところで該当にならない部分で新規に下水道に接続する被災者の方の住宅に、従来の住宅リフォームの補助金の25%の補助率を充てるための計上です。

○議長（渡邊秀雄君） 8番平田 広さん。

○8番（平田 広君） 私、19ページお願いします。

一番下のゆうあいの関係ですけれども、被災の状況とこの1億5,000万の工事内容を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 被災の状況でございますけれども、1階部分、ピロティのところは全て水没しまして、2階部分のすぐ下まで水が来た状況でございます。それによりまして1階部分のピロティにありますキュービクルが水没したために、もう全て取り替えなければならないような状況。あと、1階部分に機械室もございまして、ボイラーですとかそのほかの機械関係が入っております。そちらのほうも被災しておりまして、そちらも取替えが必要な形でございます。

現在、国県と調整中でございますけれども、そういった施設をまた浸水したときにやられないようにするために高台のほうに移したり、何かそういう対応もできないか現在調整してございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 8番平田さん。

○8番（平田 広君） 今休んでいるようなんですけれども、復旧の目処は。いつ頃から開始できる状況ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 今ほど申し上げましたように、こちらは国県の補助を入れる予定に

しておりました、その状況次第のところもございます。今のところ復旧の目処、正直申し上げていつというのがちょっとまだ見えていないところではございます。その代わりの対応としまして、旧ふれあいの家を利用してデイサービスのほうをサービスしてございますし、あと、以前むつみ荘で行っていた事業につきましても、先日から保健センターを利用して実施している状況です。ただ、なかなか施設が狭いものですから、ゆうあいのサービス全てはできていない現状でございますので、できるだけ早くゆうあいのほうを復旧させたいので、今、国県と調整しているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番平田さん。

○8番（平田 広君） ありがとうございます。

じゃあ、もう1点、同じ19ページですけれども、小規模急傾斜地崩壊防止工事、この場所を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） お答えいたします。

県単の該当するところが、小見2件、それから蛇喰1件、鍬江沢1件、六本杉1件、内須川1件、それから、村の単独で行うことで計上しておりますのが、中束1件、上野山1件、小見1件、幾地1件、山本1件です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 15ページの農林水産業費の農業振興総務費補助金で、豪雨被害営農継続緊急支援補助金の関連ですけれども、この補助金はコンバインのレンタルとか作業委託の補助金でしたが、今日の新聞に、農機具が被災した場合に県から最大3割でしたか、補助する予算を計上予定だという記事が載っておったんですけれども、村でそれに該当したものに何か上乘せするような考えは今のところございませんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 農機具につきましては、内々に県とも協議を進めておりました、県も村も協議して支援する前提の中でのスキームになっています。県と連携しながら村も負担をして、なるべく農家の負担を軽減していきたいと考えています。県の9月議会で議決されましたら、村としても議会に予算についてお諮りしたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番近 壽太郎さん。

○2番(近 壽太郎君) 2番、近です。

14ページの被災者交通確保対策支援金4,000万、これは廃車で10万円、修理で10%の5万円ですけれども、手続とか、それから住所がこちらにあればどこで被災されても支援対象になるのか、その辺を教えてください。

○議長(渡邊秀雄君) 総務課長。

○総務課長(野本 誠君) 詳細は今詰めているところでございますけれども、対象者は関川村に住所のある方あるいは法人登録をしている企業を対象に考えております。手続等については、申請いただいて補助金を支出することを考えておりますけれども、既に廃車手続をした方が大半だと認識しており、自動車屋さんにご協力いただいて、その証明書のようなものを発行いただいて申請書に記載していただこうと考えてございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第5、陳情第4号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長(渡邊秀雄君) 日程第5、陳情第4号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく

学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本議件について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。近委員長。

○総務厚生常任委員長（近 壽太郎） 陳情審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

陳情第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時36分 休 憩

午前10時37分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発委案第5号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）

追加日程第2、発委案第5号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（県）

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1、発委案第5号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）及び追加日程第2、発委案第6号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私

学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（県）を一括議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。近委員長。

○総務厚生常任委員長（近 壽太郎君）

発委案第5号

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、

私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、

私学助成増額・拡充を求める意見書

本文は省略させていただきます。

記

1、私立高校生への就学金支援制度を拡充すること。

(1) 年収590万円を超える世帯への支援金を増額すること。

(2) 私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくすこと。

2、私立高校入学金への新たな助成措置を講じること。

3、私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月20日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見文提出先)

内閣総理大臣 岸田文雄様

文部科学大臣 永岡桂子様

財務大臣 鈴木俊一様

総務大臣 寺田稔様

衆議院議長 細田博之様

参議院議長 尾辻秀久様

発委案第6号

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、

私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（県）

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、

私学助成の増額・拡充を求める意見書

本文は省略させていただきます。

記

1、学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。

(1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。

(2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成を行うこと。

2、私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月20日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見文提出先)

新 潟 県 知 事 花 角 英 世 様

○議長（渡邊秀雄君） これより提案者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、発委案第5号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について（国）の討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、発委案第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発委案第6号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について(県)の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより発委案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、発委案第6号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時 分 散 会